



ストップ！滞納

10月～12月は、税の滞納整理強化期間です

問合せ／収納管理課
内線2244

税金は、私たちが安心して暮らし、さまざまな行政サービスを受けるための貴重な財源であり、納税義務者が納期限内に自主的に納付することが原則です。多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の人は滞納している状況にあり、その滞納が市財政を圧迫する大きな要因となっています。

税負担の公平性と税収入を確保するため、志木市をはじめ県内63市町村と県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

市では、収納コールセンターからの電話催告や文書催告書の発送、差押えの強化など、滞納の解消に向けた取組を行っています。

▲ 市税などの滞納状況

市に納められている税金には、市税（市県民税、法人市民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税）と国民健康保険税があります。

このうち市税の平成28年度までの累積滞納額は、平成29年8月31日現在で、約4億4千万円、また、国民健康保険税は、約6億8千万円となっています。

市税と国民健康保険税をあわせた滞納者数は、累計3,722人で、滞納額の合計は、11億2千万円です。

このうち100万円以上の高額滞納者は262人で、滞納額は合計で約5億3千万円にのぼります。

滞納額の区分	滞納者数	滞納額
1,000万円以上	0人	0万円
500万円以上 1,000万円未満	9人	5,000万円
100万円以上 500万円未満	253人	4億8,000万円
計	262人	5億3,000万円
100万円未満	3,460人	5億9,000万円
合計	3,722人	11億2,000万円

▲平成28年度までの課税分に対する市税及び国民健康保険税合算の滞納者数と滞納額（平成29年8月31日現在）

▲ 納期限までに税を納付しないと（滞納する）と…

- 督促状、催告書などによる納税の催告
- 財産調査
- 差押え、交付要求などの滞納処分
- 徴収の猶予や滞納処分の停止

などの解決策を講じなければなりません。

▲ 差押えの執行状況

催告をしても滞納が続く場合は、法の規定による財産調査を実施し、不動産などの財産を差押え、完納するまでの担保とするほか、換価して滞納税に充てることとなります。

平成28年度は、769件の差押えの執行により、約1億800万円の滞納額を徴収しました。

財産区分	26年度	27年度	28年度
不動産	63件	33件	18件
預貯金	874件	531件	561件
給与	70件	54件	68件
国税還付金	57件	64件	72件
生命保険	60件	82件	41件
その他	2件	9件	9件
合計	1,126件	773件	769件

▲差押え件数（平成29年3月31日現在）

▲ インターネット公売

差し押さえた財産をインターネットで売却し、その売却代金を滞納金に充てることです。（株）ヤフーが運営するインターネットオークションを利用し、入札またはせり売りの方法で売却を行います。平成28年度においては、掛け軸、記念硬貨などを売却しました。

▲ 納税相談をご利用ください

生活が困難な場合や事業不振などのため、どうしても納期限までに納税が難しい場合には、お早めに納付方法などについてご相談ください。

◇ 休日納税相談

平日に、どうしても相談に来られない場合は、休日を実施している納税相談をご利用ください。

- と き 毎月第4日曜日 9時～17時
- と ころ 収納管理課（市役所2階）
- 相談員 市職員

◇ 生活改善型納税相談

市では税金を滞納してしまった人に対して、税・金融・年金などの幅広い知識を備えた専門家「ファイナンシャルプランナー」による相談会を開催していますので、ぜひご利用ください。

平成28年度は21件の相談があり、5件が改善に結びつきました。

- と き 11月26日（日）、平成30年2月25日（日）
9時～12時、13時～17時
- と ころ 収納管理課（市役所2階）
- 相談員 ファイナンシャルプランナー